

報告第14号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和4年10月3日提出

交野市長 山 本 景

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

4 専第 8 号

専 決 処 分 書

次のとおり、和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 12 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 115,500 円を支払う。
- 2 相 手 方 所在地 大阪府枚方市大垣内町 1 丁目 1-1  
朝日生命枚方ビル 5F  
名 称 近鉄住宅管理株式会社大阪府営住宅枚方管理センター
- 3 示 談 日 令和 4 年 9 月 9 日
- 4 事 案 概 要 令和 4 年 4 月 8 日（月）午前 9 時 34 分頃、交野市藤が尾 1 丁目 4-1 付近において、府営藤が尾団地の燃えるごみを収集中にゴミ排出用コンテナ（ダストボックス）を塵芥車に取り付け、傾倒装置を使用して収集する際、誤って塵芥車の回転板に巻き込んでしまい、コンテナ（ダストボックス）を一部変形させたもの。
- 5 そ の 他
- |         |           |
|---------|-----------|
| 相手方修理費  | 115,500 円 |
| 対物共済保険額 | 115,500 円 |
| 市持出額    | 0 円       |

令和 4 年 9 月 9 日

交野市長 黒 田 実